

登録事業者の皆様へ

平成 22 年度における入札制度等の変更について（お知らせ）

日頃より、横須賀市の入札・契約に関しましてご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成 22 年 4 月から入札制度や契約方法などを、下記のとおり変更いたします。この変更内容は、入札に際しての重要な事項となりますので、必ずお読みいただき、ご理解くださいますようお願いいたします。

記

【I 全業種共通の変更事項】

1 「入札心得」の改正について

入札に参加するにあたって守るべき事項等を記載した入札心得（ホームページに掲載）を大幅に改正しましたので、十分に理解いただきますようお願いいたします。

*入札心得掲載先

「横須賀市カイヤル付」→「入札情報（入札の広場）」→「業種選択」→「入札心得及び契約約款」

2 入札日程について

- ① 入札参加申請書の提出期限を延長しました。詳しくは、入札公告で確認ください。
- ② 入札における質問書の提出期限を短縮しました。詳しくは、入札公告で確認ください。

3 入札公告における設計図書等の電子化について

設計図書等については、特殊な場合を除いて、入札公告からダウンロードができるようになります。また、印刷等ができない場合に備えて、引き続き販売（入札公告で指定した購入先）も行います。

4 入札に関する質問・回答について

入札案件に質問があるときは、新たに質問書の指定書式を作成しましたので、これを使用してください。（任意書式でも入札心得に示す要件を満たしていれば可）

質問は、これまでのとおり翌開庁日までに質問者のみに回答しますが、これに加えて質問期限の翌開庁日に当該入札公告のサイトを利用し、原則としてすべての質問回答（質問者が容易に推定できる質問又は仕様書等に明確に記載してある事項に関する質問などは対象外）を公開します。なお、業務の都合上、回答日並びに公開日が変更になることがあります。

5 入札書の送付時期について

前記 3 に記載したとおり、質問回答を公開しますので、その内容を確認した後で入札書を送付するようにしてください。公開前に送付された入札書（入札書送付期限前であれば辞退可能）は有効ですが、これを理由に入札を中止することはありません。

6 入札書送付後の辞退について

① 電子入札案件

入札書送付期限までに電子入札システムにより辞退手続きを行ってください。（これまでと変更はありません。）

② 郵便入札案件

FAX により辞退届（※1）を提出してください。（本書の提出は不要としました。）

辞退届は、入札書送付期限当日の午後 5 時（送付期限の時刻が午後 5 時よりも前の場合は、その

時刻。)までにFAXで提出された場合に限り、辞退を認めます。

(※1) 辞退届の書式は任意ですが、具備要件として次の項目の記載が必要となります。

ア. 案件名 イ. 辞退の意思表示 ウ. 提出日(年月日) エ. 代表者又は受任者・会社名・所在地
オ. 代表者印又は受任者印

7 談合賠償金の引き上げについて

不正防止を強化するため、契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときの賠償金は、これまでの契約金額の100分の15だったものを100分の20へ引き上げます。

8 くじによる落札候補者の決定方法について

落札となるべき価格の入札をした事業者が2者以上あるときは、速やかに落札候補者を選定するため、また事業者の来庁の手間を省くために「くじ」の方法を変更します。

くじは、本市がホームページ上で公表した方式により行い、原則として開札日当日に落札候補者を選定します。

一般競争入札を電子入札で行う場合のくじの方法は、次のとおりです。

- ① 契約番号の下3桁、公告番号、当該入札参加者数の合計数を落札者となるべき同価の入札者数で割り、余りの値を算出します。
- ② 入札書の受領日時が早い順に入札順位を決めます。
- ③ 前記②で決定した入札順位数と、①で算出した余りの値が一致した入札者が落札者となります。(余りが「1」の場合は入札順位1位、ただし、余りが「0」の場合は入札順位が最後位の入札者が落札。)

(例)

契約番号4211000253、公告番号0688号、入札参加者9社、落札候補者となるべき同価の入札者数が3者(A者、B者、C者)で、入札書の受領日時は、A者が一番早く、以下B者、C者の順の場合。

・ $(253+0688+9) \div 3 = 316$ 余り「2」

・ 入札順位：A者が1位、B者が2位、C者が3位

◎この場合は、余りが「2」なので、入札順位2位のB者が落札候補。

(余りが「1」のときはA者、余りが「0」のときはC者が落札候補となります。)

※契約番号、公告番号、入札参加者数及び入札書の受領日時は、ホームページで確認できます。

なお、郵便入札や指名競争入札の場合は、くじの方式が異なるので、詳しくはホームページで確認ください。

*くじの方法

「横須賀市マイヤルサイト」→「入札情報(入札の広場)」→「業種選択」→「入札制度関係情報」→「同価入札によるくじの方法」

9 「工事請負業者指名停止規則」の制定について

これまでの「工事請負業者指名停止要綱」を廃止し、新たに「工事請負業者指名停止規則」を制定します。規則の構成については現行の要綱を踏襲していますが、不正防止を目的に指名停止措置を強化しています。この主な改正内容は次のとおりです。

- ① 第2条：競争入札参加有資格者名簿の登録期限満了後1年以内の事業者も指名停止の対象とします。
- ② 第3条：指名停止の措置要件に該当する事案が生じたときは、事業者が自主的に「指名停止該当事案届出書(指定様式)」を提出することを義務付けていますが、この期限をこれまでの14日以内から1月以内に拡大します。
- ③ 別表：指名停止期間を大幅に延長しました。また、新規の措置要件がありますので詳しくはホームページ確認ください。

*指名停止業者

「横須賀市マイヤルサイト」→「入札情報(入札の広場)」→「業種選択」→「指名停止に関するお知らせ」→「指名停止規則(又は別表)」

【Ⅱ 工事に関する変更事項】

1 予定価格の事後公表について

原則として、すべての工事・工事委託入札の予定価格は、入札書開札時（事後公表）に公表します。ただし、入札不調に伴う再公告案件や特別の理由がある案件は入札公告時（事前公表）に公表します。

2 「固定額型最低制限価格」の導入について（市内事業者限定入札）

(1) 実施対象及び時期

これまでの「平均額型最低制限価格方式」に加えて、入札参加資格を市内事業者に限定する案件の一部に「固定額型最低制限価格方式」を導入します。実施時期は5月の公告からを予定し、土木みどり部が発注する案件から順次対象を拡大していく方向です。

なお、その実施状況に応じた対応も考えられるため、当分の間は試行とします。

(2) 固定額型の算定方式

「固定額型最低制限価格方式」とは、設計金額（直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費）に市独自の係数を乗じる方法により最低制限価格を算出（最低制限価格率の下限は70%、上限は85%）するものです。従って、平均額型と異なり入札金額により最低制限価格が変動することはありません。

算出方法の詳細については、ホームページで確認ください。

* 固定額型最低制限価格方式

「横須賀市ウェブサイト」→「入札情報（入札の広場）」→「業種選択」→「入札制度関連情報」
→「固定額型最低制限価格の算定方法」

(3) 入札公告の記載

最低制限価格を設ける場合は、入札公告のその他の欄に「平均額型最低制限価格方式」又は「固定額型最低制限価格方式」のどちらかを指定します。

(4) 開札日

これまで水曜を開札日としてきましたが、固定額型最低制限価格方式で行う案件は、原則として金曜を開札日とします。（平均額型は水曜開札）

3 「平均額型最低制限価格」の入札書採用割合の引き上げについて（市内事業者限定入札）

入札参加資格を市内事業者に限定する案件で、「平均額型最低制限価格方式」で行うものは、最低制限価格の算出根拠である入札書採用割合6割を8割に引き上げます。

なお、実施中の緊急経済対策で入札書採用割合を9割又は10割とした業種は、引き続きこの割合で実施します。（平成23年3月31日まで）

* 平均額型最低制限価格方式

「横須賀市ウェブサイト」→「入札情報（入札の広場）」→「業種選択」→「入札制度関連情報」
→「平均額型最低制限価格の算定方法」

4 設計金額等の公開について

(1) 設計金額の公開

「固定額型最低制限価格方式」で行う入札案件については、落札決定にあたり設計金額が重要な役割を果たすので、この場合に限り設計金額（本工事内訳書・内訳書）を入札書送付期限後に当該入札公告のサイトを利用し公開します。（平均額型最低制限価格案件は対象外）

なお、市政情報コーナーでは、最低制限価格方式にかかわらず、これまでと同様に本工事内訳書のみを公開します。

(2) 独自歩掛り・単価の事前公開

① 共通単価（各部局で採用した単価）を常時ホームページに掲載する。

② 独自歩掛り（工事毎に作成した歩掛り）は、金抜き設計書（入札公告に添付）に数量を記載する。

③ 独自単価（工事毎に採用した単価）は、金抜き設計書に一覧を添付する。

5 落札者の決定日について

配置技術者等の資格確認のため、入札書開札日には落札者を決定しません。（入札状況はホームペー

ジで公表しますが決定は保留)

なお、落札者の決定日は次のとおりとします。

- ① 平均額型最低制限価格（水曜開札）
入札書開札日の翌日（休日の場合は翌開庁日）を予定しています。
- ② 固定額型最低制限価格（金曜開札）
入札書開札日の翌週火曜日（休日の場合は翌開庁日）を予定しています。

6 設計違算があった場合の取扱いについて

設計違算があった場合を想定し、入札や開札結果等の取扱いを定めた「設計違算に関する事務取扱要綱」を制定します。入札公告後に設計違算が判明したときは、この要綱に基づいて対応しますので、ホームページを確認ください。

*設計違算に関する事務取扱要綱

「横須賀市ウェブサイト」→「入札情報（入札の広場）」→「業種選択」→「設計違算の取扱い」

7 「施工条件明示書」の添付について

すべての入札案件に「施工条件明示書」を添付します。

8 工事成績条件付き入札について

(1) 成績区分点の変更

入札条件とする工事成績の総合平均点の区分は、83点（据え置き）、80点（前79点）、75点（前72点）の3区分とします。

なお、経過措置として、80点の区分は平成23年4月1日以降の入札公告から採用し、また、75点の区分は平成22年8月16日以降の入札公告から採用します。採用までの期間は、それぞれ括弧書きの前区分点を使用します。

(2) 成績区分点の採用期間

工事成績の総合平均点の区分の次回改正は、平成25年4月1日の予定です。ただし、以後も引き続き同条件で実施することがあります。

(3) 発注割合の変更

工事成績条件付きで行う入札案件の割合は、これまで全入札案件の70%だったものを75%に変更します。（残り25%は成績実績条件なし）

9 「入札の広場」の変更について

ホームページ「入札の広場」内の業種で、「上下水道」を「工事」に統合します。今後、上下水道の情報は、「工事」「業務委託」「物件調達」からご覧ください。

【Ⅲ 業務委託に関する変更事項】

1 登録業種（営業種目）の新設について

業種「04 建設・補償コンサルタント」に営業種目「21 廃棄物」を追加新設します。該当する建設コンサルタント登録を有している事業者は、平成22年9月15日までに変更手続きを行ってください。変更手続きをされないときは、平成22年10月1日以降に当該営業種目で発注する入札案件には参加できません。

なお、業務委託の登録を新規に申請し、当該営業種目の登録を行おうとする事業者は、平成22年8月の申請受付日までに手続きを完了してください。

2 「固定額型最低制限価格」の導入について（工事委託・市内事業者限定入札）

(1) 実施対象及び時期

工事委託（測量、コンサルタント、建築設計、地質調査）については、これまでの「平均額型最低制限価格方式」に加えて、入札参加資格を市内事業者に限定する案件の一部に「固定額型最低制限価格方式」を導入します。実施時期は5月の公告からを予定し、土木みどり部が発注する案件から順次対象を拡大していく方向です。

なお、その実施状況に応じた対応も考えられるため、当分の間は試行とします。

(2) 固定額型の算定方式

「固定額型最低制限価格方式」とは、設計金額に市独自の係数を乗じる方法により最低制限価格を算出するものです。従って、平均額型と異なり入札金額により最低制限価格が変動することはありません。

算出方法の詳細については、ホームページで確認ください。

* 固定額型最低制限価格方式

「横須賀市ウェブサイト」→「入札情報（入札の広場）」→「業種選択」→「入札制度関連情報」
→「固定額型最低制限価格の算定方法」

(3) 入札公告の記載

最低制限価格を設ける場合は、入札公告のその他の欄に「平均額型最低制限価格方式」又は「固定額型最低制限価格方式」のどちらかを指定します。

(4) 開札日

これまで水曜を開札日としてきましたが、固定額型最低制限価格方式で行う案件は、原則として金曜を開札日とします。（平均額型は水曜開札）

3 屋外清掃業務委託の発注方法の変更について

業種「07 清掃等」で営業種目「01 屋外清掃」で入札発注する案件のうち、反復的（毎日、隔日、毎週等定期に）に行われる業務の発注方法（概要）を次のとおり変更します。

(1) 分割契約

9月1日より前に履行を開始する屋外清掃の入札案件は、原則として年度末までの履行期間を2分割して発注します。

(2) 成績評価に基づく随意契約

前記(1)により契約した案件を「業務委託成績評定要綱」に基づき履行内容を月ごとに評価し、毎月の評価区分がC以上の場合は、年度末までの残期間について入札により契約した条件で随意契約を締結します。従って、D又はEを取得した月があった場合には随意契約をしません。

この方法は、これまでも実施してきました次年度4月から6月までの随意契約にも適用します。

(3) 履行条件の追加事項

この業務を履行するにあたり、予定する作業日時を報告する「業務履行計画書」と、履行状況を報告する「業務日報」の提出を義務付けます。

なお、発注方法の詳細は、ホームページで確認ください。

* 屋外清掃業務委託の発注方法

「横須賀市ウェブサイト」→「入札情報（入札の広場）」→「業種選択」→「入札制度関連情報」
→「屋外清掃業務委託の発注方法」

【IV その他の事項】

このお知らせは、平成22年3月18日現在で、本市電子入札システムに登録されている事業者にお送りしています。このため、登録期限切れなどにより、すでに本市競争入札参加有資格者でない事業者も送付対象としていますので、登録状況をお確かめくださいますようお願いいたします。

なお、登録期限を過ぎていて平成22年10月29日（金）までに更新手続きをされない場合は、競争入札参加有資格者の登録データから抹消しますのでご承知置きください。抹消後に再度登録するときは、新規申請手続き（有料）が必要になります。

以上、不明な点がございましたら、事務担当までご連絡ください。

事務担当は、横須賀市財政部契約課
Tel 046-822-9791